

〔個人研究〕

## 勸修寺蓮光房良勝について

増山賢俊

### 一、はじめに

小野阿闍梨蓮光房良勝（二〇七九？～一一五九？（一一六一以降か））は院政期に活躍した勸修寺僧とみられ、勸修寺大僧都嚴覚（二〇五六～一一二二）の付法の弟子の一人であり、その法を大法房実任（二〇九七～一一六九）に授けている。前稿<sup>〔1〕</sup>において実任の法流とその事績を探り、年譜を作成した。そこで、実任の師と考えられるのは、良勝、中納言阿闍梨増俊（二〇八四～一一六五）、嚴覚、高野山釈迦院覚心（生没年未詳）、真禪房懷譽（～一一三〇）の六人であった。その中で最も実任に影響を与えた師は良勝と見られる。しかし、同じく嚴覚の弟子である勸修寺法務寛信（二〇八四～一一五三）、増俊、安祥寺律師宗意（一〇七四～一一四八）と比較するとその事績は明らかになっていない。良勝もまた院政期の勸修寺流において重要な位置を占めると考えられることから、その事績を探るものである。良勝に関する先行研究として柴田賢龍<sup>〔2〕</sup>氏の研究があるが、新しい資料を用い詳細に検討した。重複する点が多いが、再度原資料に戻って確認した。そこから良勝の伝記・事績を見直してみたい。見解の相違についていちいちの指摘は省略するけれども、多くの点で参考にした。

## 二、良勝の事績

### 1、良勝の由緒ゆゑじゆ

良勝の数少ない伝記の中で『伝燈広録』<sup>(3)</sup>によれば

勸修寺蓮光坊の阿闍梨良勝の傳

闍梨、名は良勝。字は蓮光。櫻町三位重士の律師と曰ふ。藤左府從一位道長の子。〔頭註〕或る傳に初め良雅の弟子と爲す④。性利敏捷にして書畫に達す。聲利稍貴し。金峯山の大先達と爲す。嚴覺病席に就く。勝、藥を侍(持④)し、塵を掃ふこと日有り。嚴、其の意を感じ、食邑の水田を分かつて、之れに與ふ。勝、欽しみて言く、「我、世財を欲せず、安んぞ其の賜を承けんや。偏に最上乘の心印を庶ふ。授與せられれば、則ち世世に生命を惜しまず、影の如く値遇せん」嚴、深く褒嘆して曰く「今何の刻ぞや」「寅の時なり」と言ふ。師の曰く「噫、善きかな。爾、身口を洗漱せよ」便ち威儀を装へて、以て無上最乗の密璽を付す。是れを寅の時の印信と言ふ。勝、流涕し九拜して退く。爾る後、榮然等相承し傳來す。寂年月を知らず。付法八人 良弘 行心(詳らかならず) 寶「實④」勝(醜 酬山。詳らかならず) 義圓(詳らかならず) 舜嚴(詳らかならず) 滿意(同) 寶「實④」任(瀉 瓶)

\*引用の中、割書きは( )により、傍注は注記箇所横に(㊦) 〳〵によって示した。また「」は校訂者による校注。行取りは改めた。以後の引用文も同様。

とある。これによれば、良勝は「桜町三位重士の律師」といわれ、藤原道長(九六六〜一〇二七)の息であり、金峯山大先達であつたという。また、師の嚴覺臨終の時に「寅の時の印信」を授けられたとあり、

寂年月は不明とされる。付法の弟子として良弘、行心、宝(実)勝、義田、舜殿、満意、宝(実)任の名が挙げられている。

まず出自について、『伝燈広録』に「藤左府従一位道長の子」とあるが、藤原道長と良勝とは時代が異なる。

『密教大辞典』では『伝燈広録』を典拠に挙げた上で「藤原道良」としている。『尊卑分脈』<sup>(4)</sup>によれば、良勝は大藏卿従三位源道良(一〇五〇〜一一一一)の息とされる。父の道良はまた正二位太皇太后大夫権大納言源経長(一〇〇五あるいは一〇二二〜一〇七二)の息としても記されるが、その脇には中納言源資綱(一〇二〇〜八二二)の子であると注記される。また、源資綱の息にも道良の名が記録されている。『中右記』<sup>(5)</sup>や『公卿補任』<sup>(6)</sup>においても実には資綱の子であると記録されている。

また、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(7)</sup>には、三寶院大僧正定海(一〇七四〜一一四九)の付法の弟子に良勝の名があり、その注記に「櫻町三位阿闍梨。大峯先達。大藏卿源道良」。高名畫工」とあり、父として源道良の名が見られる。

また、『醍醐雜事記』「櫻町十齊堂」<sup>(8)</sup>の項やそれを引用した『醍醐寺新要録』「櫻町十齊堂篇」<sup>(9)</sup>には一櫻町十齊堂(三間四面 比皮葺)

十齊佛を安置し奉る(各三尺)。

願主大炊殿(權中納言源家賢の女)此の堂跡は慶順上座の領なり。次で得大寺法印靜意、之を傳へ房を立つ。次で良勝阿闍梨、之を傳領す。此の時彼の堂を立てらるるなり。

とあり、良勝は徳大寺法印靜意(一〇六九〜一一五二)から伝領した所領に十齋堂を建立したことが知られる。この十齋堂は三間四面の堂舎で各々三尺からなる十齋仏(定光仏、薬師如来、普賢菩薩、阿弥陀如

来、觀世音菩薩、勢至菩薩、地藏菩薩、毘盧舍那仏、藥王菩薩、釈迦如来)が安置されていたという。十齋堂は、権中納言源家賢(一〇四八〜一〇九五)の女である大炊殿が願主となつて建てられたとされている。『尊卑分脈』<sup>(10)</sup>によれば、この家賢は源資綱の息とされ、良勝の父道良の兄弟となる。また良勝が、桜町三位阿闍梨と呼ばれたり、良勝建立の十齋堂が桜町十齋堂と称されたりするのは、父道良の邸宅が桜町(現京都市東山区芳野町)にあつたためであろうか。

以上から、良勝の父道良は醍醐源氏高明の系統で源資綱の息として生まれ、宇田源氏敦実親王(八九三〜九六七)息、重信(九二二〜九九五)の孫経長の養子となつている。良勝が家綱の女大炊殿を願主として桜町十齋堂を建てているのは、父道良と家賢の繋がりによるものである。このことから良勝は父道良を通じて醍醐源氏と繋がりがあつたのであろう。

## 2、良勝の生没年について

次に、良勝の生没年について『真言附法本朝血脈』<sup>(11)</sup>には、嚴覺の付法として良勝の名があげられ

⑩嚴覺付法 第十九

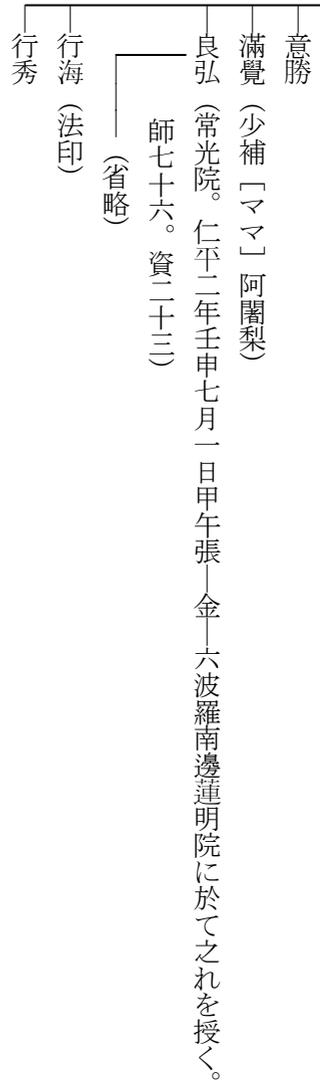
小野阿闍梨 (良勝 蓮光房。或いは進士阿闍梨)

永久二年十月十九日尾一金。嚴覺大僧都に随つて灌頂を受く(三二六)、囂塵を猷い永く閑静を欣ひ白川の草庵に蟄居す。法務、召請して勸修寺西明院に居住せしむ。年月日入滅。

⑪大法房

實任 (保延三年九月二十三日翼一日之れを授く。師五十九資。資四十一。)

源意



とある。これによれば、永久二（一一一四）年十月十九日、三十六歳の時に嚴覚から灌頂を授けられている。白河の草庵に蟄居していたが、勸修寺法務寛信に召請され、最明院に居住したとある。白河の草庵の場所について特定は難しい。そして実任には、保延三（一一三七）年九月二十三日、五十九歳の時に灌頂を授けている。そのほかに源意、意勝、少輔阿闍梨満覺、常光院良弘、行海法印、行秀の名が見られる。良弘には仁平二（一一五二）年、良勝七十六歳の時に六波羅南辺の蓮明院において灌頂を授けたとされる。ただし、永久二年に三十六歳であり、保延三年に五十九歳であったとすると仁平二年には七十四歳となり、この「七十六」とあるのは間違ひであろう。ただし仁平二年における伝授は、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』<sup>12</sup>にも記されていることから、間違ひないであろう。これとほぼ同様の記事が、東寺観智院金剛蔵『真言付法血脈図』<sup>13</sup>にも載っている。

また、『血脈類集記』<sup>14</sup>には

良勝—興然（平治元年十一月二十三日癸卯日曜室宿。重受。年三十九。年六十四。永曆元年四月十二日醍醐方、之れを重受し奉る。年四十）

とあり、良勝が直接勸修寺理明房興然（一一二一～一一〇三）に灌頂を授けているように記されるが、『四卷』<sup>15</sup>には実任からの受法において

平治元年（歳次己卯）十一月二十三日（癸卯 日曜氏宿）、之を蒙る。興然（生年三十九 師六十四）とある。これによれば平治元（一一五九）年の授法は、実任から興然へなされたものであり、良勝が授けたものではない。したがって『血脈類集記』の記事は間違いであろう。

また、『祈雨日記』<sup>16</sup>の天承元（一一三二）年二月「醍醐寺祈雨孔雀御読経」の記事において

右中弁藤原朝臣顯頼等傳へ宣す。權大納言源朝臣俊宣す。勅を奉る。去る年夏の比、炎旱の事に依り、權少僧都定海をして、醍醐寺に於いて孔雀經を轉讀せしむるの間、甘雨忽ちに降る。効驗既に顯なり。宣しく阿闍梨伍口彼の寺に置かしむてへり。

天承元年二月廿八日

左大史算博士能登介小槻宿禰（政重）

（盛仲男）

とあり、続いて同日醍醐寺に下された太政官牒を引き

まさに阿闍梨伍口を置くべき事

（中略）

天承元年二月廿八日

正五位下行左大史算博士能登介小槻宿禰（政重）

解文を放つ（三月四日。同五月十九日宣旨。去る十六日最勝講を始められて自り、来る廿日「結願なり」。件の日九坎に依り、今日宣旨下さると云云）。

〔物〕戒光房

定祐。(年七十六 藤六十二)

〔物〕禪林房

源意。(年六十七 藤五十三)

〔物〕妙法房

院嚴。(年五十二 藤四十二)

〔物〕三位

良勝。(年四十一 藤二十九)

〔物〕待從

行海。(年三十二 藤二十一)

〔物〕一七

とある。これによれば、天承元(一一三二)年二月に日照りのため定海が孔雀経御読経を修して雨が降ったことにより、勸賞として醍醐寺に阿闍梨五口が置かれることとなった。それに対して三月四日に解文が放たれ、五月十九日に宣旨が下されている。ここで補任された人物は、戒光房定祐、禪林房源意、妙法房院嚴、三位良勝、待従行海である。そして、阿闍梨五口の一人としてあげられた良勝の注記には、「(年四十一 藤二十九)」とされる。『醍醐雑事記』<sup>17</sup>にも同じ醍醐寺の阿闍梨五口の記事があるが、ここでは「釋迦堂阿闍梨五口」とされている。また、『群書類従』所収の『醍醐寺雑事記』<sup>18</sup>(以下群書本『醍醐寺要書』)は『醍醐雑事記』とは別の本であって『醍醐寺新要録』<sup>19</sup>の中に「要書」として引用され、また東大史料編纂所にも謄写本が架蔵されている。群書本『醍醐寺要書』では良勝が空欄となっていて、名前は不明であるが、年齢は「卅一」とされている。東大史料編纂所本では良勝の名前と共に「卅一」とされている。一方『醍醐寺新要録』では「釈迦堂阿闍梨五口」の一人として名を上げ、「五十二」とされている。このように同一の書であっても表記が異なっている。

またこれに関わって、国立歴史民族博物館所蔵『醍醐寺有識補任(内題 醍醐寺諸堂有識補任)』<sup>20</sup>「釋迦堂五口」の阿闍梨について、天承元年二月二十八日の「醍醐寺祈雨孔雀経御読経」の折に座主権僧都定

海の奏聞によるものであることが記されている。

また、この史料は最初五口の阿闍梨のそれぞれの下に後継の阿闍梨の名前が列せられている。なお、この史料には良勝の名前の下に「山伏」という注記がある。ここに見られる山伏は『伝燈広録』や『伝法灌頂師資相承血脈』に「大峰の先達」とあることと関わるものであろう。この『醍醐寺有職補任』は、国立歴史民族博物館によれば、鎌倉時代後期の成立とされる。そこに見られる「山伏」は山林修行する京洛寺院の僧侶と思われる。室町時代以降にその教団組織・儀礼等の確立した、いわゆる「修験道の山伏」とは異なるのではないか。霊山における山林修行は奈良時代からの伝統があり、また金峰山・大峰は摂関期に、また熊野は院政期にその信仰が勃興しており、良勝が天皇・上皇の参詣に扈從した可能性は考えられよう。

さて、『祈雨日記』、群書本『醍醐寺要書』、東大本『醍醐寺要書』、『醍醐寺新要録』の天承元（一一三二）年の良勝に関する記述から、天承元年における年齢、そこから知られる生年、また天承元年「臈二十九」とされるところから知られる具足戒受戒の年齢を資料ごとに並べて示すと次のようになる。

### 書名

### 記述内容

### 生年

### 具足戒受戒

・ 『祈雨日記』	良勝	年四十一	臈二十九	寛治五年	十三歳
・ 群書本『醍醐寺要書』	□□（良勝）	年三十一	臈二十九	康和三年	三歳
・ 東大本『醍醐寺要書』	良勝	年四十一	臈二十九	寛治五年	十三歳
・ 『醍醐寺新要録』	良勝	年五十二	臈二十九	承暦四年	二十四歳

\*本来であれば「法臈」は具足戒の受戒から起算するものであるから、ここでは具足戒受戒の年齢として示してみた。また、数字は通用の字体に改めた。

群書本の「年三十一 臈二十九」となると、三歳での具足戒の受戒、または得度はいささか信じがたい。

そのためこの「年三十一」という年齢は信じがたい。次に『祈雨日記』や東大本における「四十一」という年齢は生年が寛治五年となり、法騰起算が十三歳にあたる。十三歳での具足戒受戒はいささか考えがたいが、得度の歳とすればありえない事ではない。とすると、ここでは法騰というものを具足戒受戒ではなく得度から起算している事が考えられよう。あるいは『醍醐寺新要録』の五十二歳を信用すれば、承暦四年の生まれで法騰起算が二十四歳となり具足戒受戒とするにふさわしい。ただ、『醍醐寺新要録』は他の諸本に比べてその成立が遅れる為に、何を信用すべきか難しい。

『真言付法血脈図』・『真言附法本朝血脈』では、承暦三(二〇七九)年の生まれ、永久二(一一一四)年三十六歳の時、巖覚より灌頂を受け、保延三(一一三七)年五十九歳の時、実任に灌頂を授けたとある。「騰二十九」が正しいとすれば、康和五(一一〇三)年に二十五歳で具足戒を受戒したことになり、天承元(一一三二)年は五十三歳となる。『祈雨日記』・東大本『醍醐寺要書』の生まれ年にあたる寛治五(一〇九二)年は、十三歳であり、康和五(一一〇三)年は五十三歳である。種々考えあわせていくと、『祈雨日記』・東大本『醍醐寺要書』では、寛治五(一〇九二)年を生まれ年としているが、得度の年と取り間違えたと仮定すれば、康和五(一一〇三)年に二十五歳で具足戒を受戒となる。つまり、生れた年と得度の年、具足戒受戒の年を取り違えた為に年齢がずれたと推定するならば、血脈類の記録と同様に承暦三(一〇七九)年に生まれ、康和五(一一〇三)年に受戒となる。群書本『醍醐寺要書』の「年卅一」は「年卅一」の誤記の可能性も考えられる。仮に群書本『醍醐寺要書』の「年卅一」が正しいとすると、実任へ十四歳で授法する事になり、血脈類の記録と矛盾する。『醍醐寺新要録』は生れた年と得度の年、具足戒受戒の年を取り違えた可能性は低い、生れは承暦四(一一八〇)年となり、一歳のずれが生じる。

以上から、『祈雨日記』・東大本『醍醐寺要書』において、「法騰」を出家得度からの年数として数え、

かつ生れ年と出家得度を取り違えた為に年齢がずれたと推定した場合、血脈類に記された廠覚からの受法や実任への授法の年齢とも一致する。このため、良勝の生れ年は承暦三（一〇七九）年となるのではない。ただし、承暦四（一一八〇）年生まれの可能性も否定はできない。

良勝に関する最後の記録は、「石山寺一切経」の目録によれば、「石山寺一切経」六十九箱に納められた『成実論』第六卷の奥書<sup>(2)</sup>に次のようにある。そこには

永暦二年正月十九日書寫し了んぬ。

右筆教運。

醍醐寺寶蓮院に於いて書寫し畢んぬ。蓮光房禪師の御詠に依るなり。一切経律論の内、『成実論』第六卷。願はくは此の慧業を以て必ず佛の教えに値遇せん。呵跋摩大智論師、正法の教手を舒べて必ず佛所に引導せんのみ。

とあり、良勝の一切経書写勸進の中で教運は良勝の詠えによってこの年に書写をし終わっている。良勝の詠えにより書写を行なっていたということは、この時点で良勝が生きていた可能性は充分に考えられよう。ただし良勝の勸進による一切経の書写に関する奥書がこれ以降無いことから、この頃に良勝自身が没していた可能は考えられよう。

そのため、良勝は承暦三（一〇七九）年に生まれ、保元四／平治元（一一五九）年八十一歳の頃までは存命であったと考えられる。

### 三、良勝を取り巻く人物

## 1、 敝覚

敝覚の付法については、『真言附法本朝血脈』<sup>(23)</sup>、東寺観智院金剛藏『伝法灌頂相承略記』<sup>(24)</sup>、東寺観智院金剛藏『真言付法血脈図』<sup>(25)</sup>、『真言伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(26)</sup>等によれば、永久二(一一一四)年勸修寺勝福院において師敝覚五十九歳、良勝三十六歳の時に灌頂を受法していることが知られる。『血脈類集記』<sup>(27)</sup>では、「永仁三年」の受法であるが、これは「永久二年」の誤りである。

また、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(28)</sup>における敝覚付法の良勝の記事には、保安二(一一二二)年五月二十四日の印信とされるが、同壇の円秀の受法年次が永久二(一一一四)年十月十九日とされており、であれば良勝も永久二年の受法と考えられ、そうであるならば他の印信血脈と同じである。ただ保安二年というのはのちに述べる「寅時印信」の年次であるため、それを間違えて筆記したものであろう。

後世に伝わる伝法灌頂の記事として、『野沢血脈集』<sup>(29)</sup>、『儼避羅鈔』<sup>(30)</sup>、『四卷鈔』<sup>(31)</sup>、『諸流灌頂秘藏鈔』<sup>(32)</sup>、『三十六流大事』<sup>(33)</sup>が見られる。それ以外の口伝に『儼避羅鈔』<sup>(34)</sup>「石山布字」、『四卷鈔』<sup>(35)</sup>上巻 第二十二條「大法房口伝」、同中巻 第三條「天慶布字」、第五條「極位事」(『儼避羅鈔』<sup>(36)</sup>「石山布字」引用血脈)、同下巻 第七條「具支灌頂式相伝事」が授けられている。

敝覚からの受法で重要なものは『伝燈広録』に伝承があった「寅時印信」の記録である。「寅時印信」については『儼避羅鈔』<sup>(37)</sup>、『四卷鈔』<sup>(38)</sup>、『密宗血脈鈔』<sup>(39)</sup>、『安流伝授紀要』<sup>(40)</sup>等にも見られる。『儼避羅鈔』<sup>(41)</sup>においては「文泉房(朗澄)、大法房に受ける口伝に云く」として

故大僧都嚴一《覚》最後の尅に臨み、良勝阿闍梨に示し給ふ。彼の闍梨六十六の年に予に授けたり。

(生年卅八) \*覚は著者による追加。

とあり、真言を示した後で「本に云く保安二年五月廿四日寅時、之を蒙る」としている。さらにその後

「故阿闍梨、上の件の説を持つて大乘院（良雅）に語り申る。彼の阿闍梨示して云く、宗の大事此の事に在り。努努云々。又安祥寺律師、祕密灌頂印信を人に授け給ふ時、印信是の如く書されるなり。已上御談説なりと云々」とあり、保安二年五月廿四日の寅時に伝授されている。文泉房朗澄の示した記事によれば、良勝と大乘院良雅（一〇二〇—一一二二）が「寅時印信」についての物語をしていた事が伝えられており、その意味において、良雅と良勝の間に接点があったことが知られる。さらに『四卷鈔』には「最秘血脈」として

仁海—成尊—範俊—嚴覺—良勝—實任—興然—榮然—榮尊—聖濟—榮海—俊然  
とあり、またこの記事の前に印信の奥書として

康治三年正月八日午の尅、寫し奉り畢んぬ。蓮光坊（生年四十八 御房六十六）

とある。これは、康治三（一一四四）年は良勝六十六歳で、四十八歳の実任に対してこの印信の伝授をした記録である。なお、良勝は四十三歳の時、保安二（一一二二）年五月二十四日に六十六歳を迎えた臨終の嚴覺より「寅時印信」を受法している。『四卷鈔』の「生年四十八 御房六十六」という記録は、一見すると康治三年に良勝が四十八歳で嚴覺が六十六歳であるかのように見えるけれども、康治三年に書写した良勝は実任に授けるために書写しているので、良勝の名が記されている。「生年四十八 御房六十六」は、受者実任が自らの生年と阿闍梨である良勝の年齢を追記したためにこのようになっていたのである。けっして良勝四十八歳を意味するものではない。

その後には

先の口に云く、此の印信は勸修寺大僧都（嚴覺）御房、蓮光房（良勝）に授けらるる印信なり。「大經藏革袋の印信」と云ふも同じ物なり。但だ奥の二明、裏付の開閉ナシ。之れを以て差異とす。根本

は「六帖の印信」を書せらるるなり。

とあり、これによれば「寅時印信」は「大経蔵革袋の印信」と同じものだとされ、共に根本は「六帖印信」に基づいているものとされる。

ところで『儼避羅鈔』によれば、「寅時印信」の裏書に「私かに云く」として次のようにある。良勝は嚴覺の常随給仕の弟子であった。嚴覺は永年の給仕の志ということで、勸修寺近辺の水田の何町かを与えようとした。それに対して良勝は「水田は望みではなく、宗の大事を望む」と答えた。そこで嚴覺は水田を讓ることをやめ、志を大事としてこの印信を授けたと伝えられる。それに対して『安流伝授紀要』では、この話を寺領を含め安祥寺における話に書き換えている。ここでは嚴覺も安祥寺の僧とされ、「寅時印信」もまた安祥寺から勸修寺に伝えられたものとしている。

他にも「寅時印信」に関する記事として、『四卷鈔』<sup>(39)</sup>中巻 第一条 「小六大事」(六帖印信)、第五 条「極位事」(第二重血脈)等がある。

そのほかに嚴覺からの受法に関しては、『本朝伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(40)</sup>に「寛朝—深覺—信覺—嚴覺—良勝とあり、勸修寺に伝わる広沢流血脈を受法している。また、『血脈記』所収「傍流血脈(快成日記)」<sup>(41)</sup>に



\*この血脈において嚴覺、寛信、良勝の部分に関しては、『統真言宗全書』の校訂者が異本によって加えた部分だとされている。

とあり、実任ではなく良弘へ伝えた血脈が載せられる。この流れは、後に明玄(生没年未詳)より金剛院

実賢（一一七六〜一二四九）や広沢（仁和寺）理智院隆澄（一一八一〜一二六六）に相伝されており、興然に伝わる正嫡の流れとは異なっている。

また、『安流伝授紀要』の「千手愛法」（千手愛染法）には、冒頭に「良勝、勸修寺に住す。嚴覺の弟子。附法に非ず、宗意、寛信、増俊同門なり」とあり、嚴覺の弟子ではあるが灌頂は受法していないとする伝承が記録される。ただ『安流伝授紀要』には良勝が嚴覺より灌頂を受法したとする記録も載っており、ここに見られる「附法に非ず」とする記事が何によつてここに載せられたか不明である。

以上良勝は、嚴覺の付法の一人として勸修寺流を伝えて、「石山布字」、「天慶布字」、「具支灌頂式相伝事」等の口訣を受法し、最秘としての「寅時印信」を伝え、それらを正嫡である実任に授けている。そのほかに嚴覺が導師を勤める御修法に伴僧として出仕する記録をみることができる。

『四卷』<sup>43</sup>によれば、元永元（一一一八）年に天下疫病の難が起り、国土に飢饉の憂いがあることにより、四月二十六日に編旨が下り、嚴覺が禁中の麗景殿に於いて仁王経法を修した。十二口の伴僧を率い、二十八日より七日間にわたり勤修された。その伴僧の一人として良勝が聖天供を修している。

また、『覚禅鈔』「愛染法」の「愛染法御修法支度事」<sup>44</sup>の中で  
口傳等

（中略）

已上理趣傳なり（傳集一説）。

良雅阿闍梨の傳、之れに同じ。

（中略）

已上、嚴覺僧都の傳（小野の祕事なり）、「大次第」此の如し。右、二つの習ひ、大治三年十一月五

日、院宣に依り良勝闍梨の注進、之れに同じ。

(後略)

とあり、大治三(一一二八)年十一月五日に良勝が院宣によつて「愛染法」の注進をした記事には、嚴覺の注進と同じものであるとされる。この注進については石山寺深密藏の目録<sup>(45)</sup>や高山寺経藏の目録<sup>(46)</sup>によれば、これらの藏に注進の転写本が残されているという。

また『覚禪鈔』「後七日」<sup>(47)</sup>、永觀文庫藏『御修法記』<sup>(48)</sup>によれば、嚴覺が導師を勤めた永久六/元永元(一一一八)年、元永三(一一二〇)年の御七日御修法にも良勝が伴僧として出仕している。

## 2、良雅

『安流伝授紀要』<sup>(49)</sup>によれば、大乘院良雅(一一〇二—一一二二)からも付法している。ここでは

④廣澤方

⑤隨心院始祖

⑥大法房

⑦十種

良雅——良勝——増俊——實任——尊寛

とあるように、先にも『儼避羅鈔』の中で良雅と良勝に接点があることを述べたけれども、ここでは直接良勝が良雅から法流を受法していることが伝えられる。しかも中納言阿闍梨増俊(一〇八四—一一六五)に伝えられた法流は広沢方の法流とされる。詳しくは先稿<sup>(20)</sup>で述べたが、良雅は円城寺僧正禎喜(一〇九九—一一八三)からも広沢方の法流を受法しており、良勝が良雅から受法した広沢方の法流というのは、禎喜に繋がる法流ではないか。

## 3、勝覚

三寶院権僧正勝覚（一〇五七〜一一二九）からの付法は、大正大学附属図書館蔵『真言宗付法血脈』<sup>(51)</sup>や東寺観智院金剛蔵『三國相承秘密伝法一門血脈』<sup>(52)</sup>の末尾に勝覚からの付法の弟子として良勝の名が見られる。また、『覚禪鈔』<sup>(53)</sup>「請雨法」によれば、永久五（一一一七）年六月に勝覚が導師を勤めた祈雨御修法において定海と共に仕出し、伴僧を勤めている。この時の記録は、『永久五年請雨経法記』<sup>(54)</sup>、『永久五年祈雨日記』<sup>(55)</sup>、『秘鈔問答』<sup>(56)</sup>「請雨経御法伴僧事」・「請雨経御法伴僧交名事」等にも見られる。また『永久五年祈雨日記』<sup>(57)</sup>は、『權僧正房御記なり、執筆師頼卿』とされ源師頼（一〇六八〜一一三九）の記事であるが、奥書には「寫本記に云く、保元三年八月十日櫻町阿闍梨御房良勝の處へ參る。御物語數尅。其の時權僧正御房神泉菌祈雨法の事」とあり、保元三（一一一八）年八月十日に良勝の所を訪れた大夫阿闍梨賢信（一一一八〜一一八七）等に良勝が修法の折の事柄について話をした事が記録されている。東寺観智院金剛蔵本『東寺血脈（小野／本・末）』<sup>(58)</sup>（真言付法相承血脈次第）、『血脈類集記』<sup>(59)</sup>、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(60)</sup>によれば、賢信は大藏卿源通良の孫宗時の息とされる。なお『尊卑分脈』<sup>(61)</sup>によれば、源資綱実子としての道良の系譜には道良の息として宗時の名が見られる。一方、おそらく養子となつたのであろう経長息としての道良の系譜では、道良の息として良勝の名が見られる。このことから、良勝も宗時も道良の息であり、兄弟と考えてよいであろう。ただ宗時息は記録されていないので不明であるが、東寺観智院金剛蔵本『東寺血脈（小野／本・末）』<sup>(62)</sup>、『野沢大血脈』<sup>(63)</sup>、『密宗血脈鈔』<sup>(64)</sup>に「宗時息」とされることからすれば良勝の甥にあたることになろう。

他に永観文庫蔵『御修法記』<sup>(65)</sup>によれば、天治二（一一二五）年、天治三／大治元（一一二六）、大治二（一一二七）年の勝覚が導師を勤めた御七日御修法において伴僧を勤めている。

#### 4、定海

また良勝は、三宝院大僧正定海（二〇七四〜一一四九）の付法にもなっている。大正大学附属図書館蔵『真言宗付法血脈』<sup>(65)</sup>、東寺観智院金剛藏本『伝法灌頂相承略記』<sup>(66)</sup>、東寺観智院金剛藏本『東寺血脈（小野／本・末）』<sup>(67)</sup>、『血脈類集記』<sup>(68)</sup>、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』<sup>(69)</sup>、東寺観智院金剛藏本『三國相承秘密伝法一門血脈』<sup>(70)</sup>、『血脈私抄』<sup>(71)</sup>、『密宗血脈鈔』<sup>(72)</sup>、『続伝燈広録』<sup>(73)</sup>、『野沢血脈集』<sup>(74)</sup>等に、定海の付法としてその名が見られる。また、永観文庫蔵『御修法記』<sup>(75)</sup>によれば定海導師により行なわれた長承三（一一三四）年、長承四／保延元（一一三五）年の御七日御修法にも伴僧として出仕し、五大尊供を勤仕している記録が見られる。

#### 5、寛信

師弟関係ではないが、勸修寺法務寛信（二〇八四〜一一五三）との関わりも伝えられる。『権律師寛信授灌頂於兩人記』<sup>(76)</sup>には、寛信が長承元（一一三二）年十一月十七日に授けた灌頂において、持金剛衆の筆頭に挙げられ、教授阿闍梨と呪願を勤めている。請僧交名には唄とあり、教授として唄も勤めているのであろう。『血脈類集記』<sup>(77)</sup>にもこの時の記録があり、長承元年十一月十六日となっているが、十七日の誤りであろう。

また、『覚禪鈔』<sup>(78)</sup>「法華法」<sup>(78)</sup>では寛信が修法した法花（華）法で護摩を勤仕している。他にも『覚禪鈔』<sup>(79)</sup>「後七日」<sup>(79)</sup>、『永治二年真言院御修法記』<sup>(80)</sup>、永観文庫蔵『御修法記』<sup>(81)</sup>によれば、寛信導師の永治二（一一四二）年の御七日御修法にも伴僧を勤め、息災護摩を勤仕している記録が見られる。

## 6、 付法の弟子

良勝の弟子として先に述べた『真言付法血脉図』、『真言附法本朝血脉』には、良勝の灌頂付法の弟子として実任を写瓶とし、それ以外に源意、意勝、満覚（少補）、常光院良弘、行海法印、行秀の名が見られる。『伝燈広録』には、良弘、行心、宝（実）勝、義円、舜巖、満意、実（宝）任の名があげられている。また、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脉』<sup>82</sup>には、良勝の付法の弟子として、実任、少輔阿闍梨満覚、源意、行秀、意勝、行海法印、常光院良弘法印、舜元阿闍梨の名があげられている。また『安流伝授紀要』によれば、良雅から受けた広沢流を増俊に授けているとされ、それからすれば良勝が法を授けた弟子の一人となる。

良勝は巖覚、勝覚、定海、良雅からも付法しており、寛信と交流も見られる。また、写瓶である実任以外に満覚、源意、行秀、意勝、行海、良弘、満意、宝（実）勝、義円、舜巖、舜元、増俊に法を授けている。この中で実任、良弘のみ受法の年次が判明している。

## 四、 一切経勸進について

石山寺所蔵の聖教の奥書によれば良勝が一切経書写の勸進を行なったことが知られる。例えば、「石山寺一切経」の目録によれば、「石山寺一切経」第五十一箱に納められた『出家功德経』奥書<sup>83</sup>には

久壽三年孟夏廿三日、勸修寺蓮光房の勸進に依り、

書寫し了んぬ、醍醐寺沙門尊忠。

とあり、『摩訶僧祇律』第二十一卷の奥書<sup>84</sup>には

願わくは此の功德を以て、普く一切に及ぼし、我れ等と衆生と、皆共に仏道を成ぜんことを。

保元元年八月十八日鳥羽安樂壽院に西僧房に於いて繕寫し了んぬ、賢朝。

勸修寺蓮光房聖人の勸めに依り書する所なり 時に小雨窓を麗す。

とあり、久寿三／保元元（一一五六）年に時期に良勝が一切經書写の勸進を行なっていた事が知られる。良勝が一切經書写の勸進を始めた目的については石山寺聖教に残された奥書からははっきりしないが、石山寺に一切經を具えるためであったのか、勸修寺に具えるために書写したものが石山寺に流れたものか不明であるが、多くの僧侶がその勸進に呼応して結縁し書写をしていることが知られる。

また、「石山寺一切經」の目録によれば、「石山寺一切經」附第四箱に納められた『往生論』の奥書（56）に仁平二年十一月九日書寫し了んぬ、惠信。

同十日一交了。今日先妣の遠忌なり。

開題供養の爲造り奉る所なり、玆海。

即ち以て蓮光房の新舊合集せる一切經に加へ奉るや。

とあるように古いものを集め、足りない書物を新しく書写し新旧合集であったことがわかる。そのほかに良勝の勸進によって書写された經論として確認されるものは、『六度集經』、『長阿含經』、『衆事分阿毘曇論』、『阿毘曇毘婆沙論』、『成実論』であり、すべて久安四（一一四八）年以降に書写されている。一切經書写事業を勸進したことは、良勝の晩年の事績において非常に大きな出来事であったはずである。

## 五、良勝の年譜から見られる事績

これまで挙げた資史料等に加え、石山寺所蔵の聖教の目録・高山寺経蔵の目録等において、良勝が関係すると考えられる典籍を加えて略年譜を作成した。

先に述べたように、良勝の生れ年を承暦三（一〇七九）年とし、康和五（一一〇三）年、二十五歳の時具足戒を受戒したと推測し、年譜を作成した（法牘の起算によつて様々な可能性が考えられ、確定できない部分は括弧で入れた）。血脈類から永久二（一一一四）年三十六歳の時、厳覚から灌頂を授けられ、永久五（一一一七）年には勝覚が修した祈雨御修法に伴僧として出仕し、永久六／元永元（一一一八年）・元永三／保安元（一一二〇）年には、厳覚が導師を勤める後七日御修法に伴僧として出仕した。また、元永元（一一一八年）年禁中の麗景殿にて仁王経を厳覚が勤修し、十二人の伴僧の一人として出仕している。保安二（一一二二）年、厳覚の臨終の際、「寅時印信」を授けられている。

厳覚が入滅した保安二（一一二二）年以後は勝覚が導師を勤める御修法に出仕し、それ以外では天承二／長承元（一一三二）年に寛信が念範・行海へ授けた灌頂等において伴僧を勤め、定海が導師を勤める長承三（一一三四）年、長承四／保延元（一一三五）年の御七日御修法にも伴僧として出仕している。大治六／天承元（一一三二）年には醍醐寺阿闍梨五口の一人に補任され、勧修寺だけでなく醍醐寺における活躍も見られる。なお、書写奥書に「勧修寺蓮光房」と記されていることから、勧修寺僧として生涯活動したのであろう。また、久安四（一一四八）年より一切経書写の勧進を始めたと考えられる。

良勝に関する最後の記録は、先にあげた「石山寺一切経」第六十九箱に納められた『成実論』第六巻の奥書である。永暦二／応保元（一一六一）年正月十九日に良勝の訛えによつて教運がこの年に書写をし終わったとあり、良勝の勧進による奥書はこれ以降見られない。その後記録がないということから、この頃一切経が完成したのか、良勝が入滅したのか両方の可能性が考えられる。ただ良勝自身の記録がこの後見

つからないため、良勝の入滅ということも予想されよう。

以上から嚴覚、定海、勝覚、良雅から法を受け、特に嚴覚からは『寅時印信』を始め、多くの口訣や印信等授けられ、寛信や定海の伴僧として、後七日御修法等に出仕するなど、源氏出身者として勸修寺を代表する僧として活躍した事がわかる。特に定海からの受法は、勸修寺に留まること無く、幅広く受法し、醍醐寺の筆師に一切経の書写を依頼や醍醐寺五口の一人となるなど、醍醐寺でも活動していたことが伺える。

ところで、『密教大辞典』の勸修寺流血脈や良勝の項目には、良勝が範俊から付法を受けた事になっているが、記録には見られない。範俊の付法の弟子として良雅の名が記されていることから、混同の可能性も考えられる。加えて言うならば、成尊―範俊―嚴覚と伝えられた伝を実任に橋渡しした人物であり、実任の伝の多くは良勝由来のものであると考えるとよく、当時の勸修寺を代表する僧であったといえるだろう。また、一切経書写事業を勧進したことが晩年の良勝の事績において晩年、非常に大きな出来事であったろう。なお、勸修寺の良勝と醍醐寺の良勝を本論では伝記等から同一人物の仮定の上でまとめて述べてきたけれども、これをすべて同名異人ではないと証する決定的な証拠は見出せなかった。柴田氏の研究に対して、良勝が勝覚の付法の弟子であり、一切経勧進活動も行なっていた点は訂正できたであろう。

・良勝略年譜

承暦二

(一〇七九)年

誕生 俗姓等未詳。（『真言付法血脈図』、『真言附法本朝血脈』）

康和五 （一一〇三）年

二五歳 （具足戒を受戒する。）（『真言付法血脈図』、『真言附法本朝血脈』）

永久二 （一一一四）年

十月十九日 三六歳 嚴覚より勸修寺勝福院にて灌頂を受ける。（『真言伝法灌頂師資相承血脈』、『真言付法血脈図』、『真言附法本朝血脈』）

永久五 （一一一七）年

六月十四日 三九歳 勝覚が修した「祈雨孔雀経御修法」に伴僧として出仕する。（『覚禪抄』

「請雨法」、『永久五年請雨経法記』、『永久五年祈雨日記』、『秘鈔問答』「請雨経御法伴僧事」・「請雨経御法伴僧交名事」）

永久六／元永元（一一一八）年

一月 四〇歳 「真言院後七日御修法」（導師嚴覚）に伴僧として出仕する。（『御修法記』）

四月二八日 禁中の麗景殿にて嚴覚が勤修する「仁王経法」に、十二人の伴僧の一人

として出仕する。聖天供を勤める。（『四卷』）

元永三／保安元（一一二〇）年

一月 四二歳 「真言院後七日御修法」（導師嚴覚）に伴僧として出仕する。（『覚禪抄』「後七日」、『御修法記』）

保安二 （一一二二）年

五月二四日 四三歳 嚴覚より『寅時印信』（無印信？）を授かる。（『伝法灌頂師資相承血

脈』、『儼避羅鈔』、『四卷鈔』、『密宗血脈鈔』、『安流伝授紀要』）

天治二 (一一二五) 年

一月 四七歳 「真言院後七日御修法」（導師勝覚）に伴僧として出仕する。（『御修

法記』）

天治三／大治元（一一二六）年

一月 四八歳 「真言院後七日御修法」（導師勝覚）に伴僧として出仕する。（『御修

法記』）

大治二 (一一二七) 年

一月 四九歳 「真言院後七日御修法」（導師勝覚）に伴僧として出仕する。（『御修

法記』）

大治三 (一一二八) 年

十一月五日 五〇歳 「愛染王法」について注進状を提出する。（『覚禪鈔』「愛染法」、『石

山寺の研究 深密蔵聖教編』上 第一五箱二号「三」（一一）・第九六

箱一号「四」・「五」・「六」、『高山寺経蔵典籍文書目録』第三卷

第四部第七三箱三号「三」・第八九箱一二号「三五」・第九七箱七五

号・同第四卷 四部第一二四箱七号「九四」）

大治六／天承元（一一三一）年

五月十九日 五三歳 醍醐寺（釈迦堂）阿闍梨五口の一人に補任される。（『祈雨日記』、『醍

醍醐寺雜事記』、『醍醐雜事記』、東大史料編纂所架蔵『醍醐寺要書』謄写本、『醍醐寺有職補任』、『醍醐寺新要録』)

天承二／長承元(一一三二)年

十一月十七日 五四歳 寛信が念範・行海へ授けた灌頂において教授阿闍梨と唄を勤める。(『權

律師寛信授灌頂於兩人記』、『血脈類集記』)

長承三 (一一三四)年

一月 五六歳 『真言院後七日御修法』(導師定海)に伴僧(五大尊供)として出仕す

る。(『御修法記』)

保延三 (一一三七)年

九月二三日 五九歳 実任に法を授ける。(『真言附法本朝血脈』、『真言付法血脈図』、『伝

法灌頂師資相承血脈』)

永治二／康治元(一一四二)年

一月 六四歳 『真言院後七日御修法』(導師寛信)に伴僧(息災護摩)として出仕す

る。(『覚禪抄』「後七日」、『永治二年真言院御修法記』、『御修法記』)

康治二 (一一四三)年

五月二六日 六五歳 この夜二条院誕生御産御修法不動法の導師を勤める。(『御産部類記』)

五月二九日 再び、同院誕生御産御仏供養正観音の導師を勤める。(『御産部類記』)

康治三／天養元(一一四四)年

一月八日 六六歳 「寅時印信」を書写する。（『四卷鈔』）

久安四 （一一四八）年

十一月二日 七〇歳 『六度集経』第八卷を觀林に命じて書写せしめる（『六度集経』全八卷、この頃同時一括の書写か）。（『石山寺の研究 一切経編』第二七箱一

号〜八号）

仁平二 （一一五二）年

七月一日 七四歳 良弘に灌頂を授ける。（『真言付法血脈図』、『真言附法本朝血脈』、

『伝法灌頂師資相承血脈』）

久寿二 （一一五五）年

十月十九日 七七歳 散位高階の業盛に命じて『長阿含経』第十六卷を書写せしめる（『長阿

含経』全二十二卷、この頃同時一括の書写か）。（『石山寺の研究 一

切経編』第四三箱三八号〜五九号）

久寿三／保元元（一一五六）年

四月二三日 七八歳 醍醐寺沙門尊忠に『出家功德経』を書写せしめる。（『石山寺の研究 一

切経編』五一箱七号）

八月十八日 賢朝に命じて『摩訶僧祇律』第二二卷を書写せしめる（『摩訶僧祇律』

全四〇卷、この頃同時一括の書写か）。（『石山寺の研究 一切経編』第

五一箱四八号〜六七号・第五二箱一号〜二〇号）

十月二二日 実任に「作法（題未詳）」を伝授する。（『高山寺経藏典籍文書目録』

第二卷 五三箱八五号)

十二月十二日

興然に「光明真言法」を伝授する。(『高山寺経蔵典籍文書目録』第二卷 四部五三箱三六五号)

保元三 (一一五八) 年

八月十日

八〇歳

賢信に勝覚が修した「祈雨孔雀経御修法」について語る。(『永久五年祈雨日記』、『高山寺経蔵典籍文書目録』第一卷 一部一三七号・二部一八四号・一九四号)

十月二五日

興然に「舍利法」を伝授する。(『四卷』・『高山寺経蔵典籍文書目録』第四卷 第四部第一五六箱九号「七」・第二〇一箱二号「二六」)

十二月二日

興然に「如法尊勝法」を伝授する。(『四卷』)

保元四／平治元(一一五九) 年

一月二十日

八一歳

勸進一切経のために乘暁に対し『衆事分阿毘曇論』第六卷の書写を勧め、乘暁、これを醍醐寺宝蓮院において書写する(『衆事分阿毘曇論』全十二卷、この頃同時一括の書写か)。(『石山寺の研究 一切経編』第六一箱一号〜一二号)

二月十一日

この頃、『阿毘曇毘婆沙論』全六〇卷を良勝勸進一切経のうちとして書写される(第一卷欠本)。(『石山寺の研究 一切経編』第六一箱一三号〜五一号・第六二箱一号〜一九号)

永曆二／応保元(一一六一) 年

年次不明の事績

一月十九日 八三歳

勸進一切経のため誂えて『成実論』第六卷を教運に書写せしめる。(『成実論』全十六卷、この頃同時一括の書写か)。(『石山寺の研究 一切経編』第六九箱一号〜一六号)

寛信が修法した「法華法」で護摩を勤仕する。(『覚禅鈔』『法華秘決』・『高山寺経藏典籍文書目録』第四卷 第四部第一七三箱一〇号八・一四・二〇号一〇)

興然に「千手敬愛法」を伝授する。(『秘鈔問答』)

(大正大学綜合仏教研究所研究員)

註

- (1) 拙稿『勸修寺大法房実任における法流授受と年譜』『智山学报』第六四輯「二〇一五」
- (2) 柴田賢龍『日本密教人物事典 醍醐僧伝探訪』上巻「二〇一〇、国書刊行会刊」一六五〜一七一頁
- (3) 『伝燈広録』後第二巻 『続真言宗全書』第三三巻 四九三頁上
- (4) 『新訂増補国史大系』第六〇巻上 『尊卑分脈』第三篇 三八一〜三八二頁、四七〇〜四七一頁
- (5) 『増補史料大成』第二二巻『中右記』第四卷 天永二年四月二四日条 四一頁下
- (6) 『新訂増補国史大系』第五三巻 『公卿補任』第一編 三六四頁上
- (7) 醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕「醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号「一九七八」 四五頁
- (8) 『醍醐雜事記』下巻第五 中島俊司編『醍醐雜事記』「一九三二、醍醐寺刊」 一五六〜一五七頁

- (9) 『醍醐寺新要録』第三卷 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』下巻「一九九一、法蔵館刊」 八五三頁
- (10) 『尊卑分脈』 『新訂増補国史大系』第六〇巻上 『尊卑分脈』第三篇 四七〇頁
- (11) 『真言附法本朝血脈』 『統真言宗全書』第二五巻 一一頁上、一三頁上、下
- (12) 醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕「醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号「一九七八」 九三頁
- (13) 東寺観智院金剛蔵本『真言付法血脈図』 湯浅吉美「東寺観智院金剛蔵『真言付法血脈図』の翻刻」『成田山仏教研究所紀要』第二九号「二〇〇六」 七二〜七三頁
- (14) 『血脈類集記』第五巻 『真言宗全書』第三九巻 一一〇頁下 良勝の名が実任であるとの指摘は柴田賢龍氏『日本密教人物事典』「二〇一〇、国書刊行会刊」の興然の項目の中でも触れられている。
- (15) 『四巻』第一巻 『大正蔵』第七八巻 七八二頁中
- (16) 『祈雨日記』 『統群書類集』第二五輯下 二三八頁下〜二四〇頁上
- (17) 『醍醐雜事記』下巻第三 中島俊司編『醍醐雜事記』「一九三二、醍醐寺刊」 八六頁
- (18) 『醍醐寺雜事記』 『群書類従』第二五輯下 四六七頁下
- (19) 『醍醐寺新要録』第六巻 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』上巻「一九九一、法蔵館刊」 三四八〜三四九頁
- (20) 国立歴史民族博物館所蔵「田中穰氏旧蔵典籍古文書」H・七四三・一三七『醍醐寺有識補任』五頁 国立歴史民族博物館架蔵の影写版のプリントアウト版を確認した。
- (21) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 一切経編』「一九七八、法蔵館刊」 第六九箱六号 六七〇頁
- (22) 『真言附法本朝血脈』 『統真言宗全書』第二五巻 一一頁上、一三頁上
- (23) 東寺観智院金剛蔵『伝法灌頂相承略記』 湯浅吉美「東寺観智院金剛蔵『伝法灌頂相承略記』(兼意撰)の翻刻」『成田山仏教研究所紀要』第三四号「二〇一一」 一〇四頁
- (24) 東寺観智院金剛蔵『真言付法血脈図』 湯浅吉美「東寺観智院金剛蔵『真言付法血脈図』の翻刻」『成田山仏教研究所紀要』第二九号「二〇〇六」 七〇頁
- (25) 『真言伝法灌頂師資相承血脈』 『仁和寺史料』第四集「記録篇」二四頁
- (26) 『血脈類集記』第四巻 『真言宗全書』第三九巻 一〇二頁下
- (27) 醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕「醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』 解題」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』

- 第一号〔一九七八〕 八二頁
- (28) 『野沢血脈集』第一卷 『真言宗全書』第三九卷 三五三頁下・同第二卷 『真言宗全書』三九卷 四〇〇頁上、四〇一頁下
- (29) 『儼避羅鈔』第一三卷 『大日本仏教全書』第五二卷 四七七頁下・同第一四卷 『大日本仏教全書』第五二卷 四七九頁上、四九一頁下、四九二頁上
- (30) 『四卷鈔』上卷 『真言宗全書』第三二卷 二二九頁上、一三五頁下
- (31) 『諸流灌頂秘藏鈔』 『真言宗全書』第二七卷 三四一頁上、三四五頁上
- (32) 『三十六流大事』 『統真言宗全書』第二五卷 四一一頁下
- (33) 『儼避羅鈔』第一四卷 『大日本仏教全書』第五二卷 四八九頁下
- (34) 『四卷鈔』上卷 『真言宗全書』第三二卷 二二二頁下、二七二頁上、同下卷 『真言宗全書』第三二卷 二二四頁下
- (35) 『儼避羅鈔』第二四卷 『大日本仏教全書』第五二卷 四八六頁上、四八八頁上
- (36) 『四卷鈔』中卷 『真言宗全書』第三二卷 二六九頁上
- (37) 『密宗血脈鈔』下卷 『統真言宗全書』第二五卷 三五九頁下、三六〇頁上
- (38) 『安流伝授紀要』第二七卷 『真言宗全書』第三二卷 二〇一頁上、二〇二頁上
- (39) 『四卷鈔』中卷 『真言宗全書』第三二卷 二五六頁上、二七〇頁下、二七三頁上
- (40) 『本朝伝法灌頂師資相承血脈』 『大日本古文書』家わけ第一九『醍醐寺文書之一』 三三四頁
- (41) 『血脈記』 『統真言宗全書』第二五卷 一三二頁下
- (42) 『安流伝授紀要』第四卷 『真言宗全書』第三四卷 三三〇頁上
- (43) 『四卷』第二卷 『大正藏』第七八卷 七八九頁中
- (44) 『覺禪鈔』第八〇卷『愛染法』上 『大正藏』『圖像部』第五卷 二二八頁下、二二九頁上
- (45) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 深密藏聖教編』上〔一九九一、法蔵館刊〕 第一五箱二号〔三〕 (一) 八〇頁・九六箱一号〔四〕・〔五〕・〔六〕 五一七頁
- (46) 高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺経蔵典籍文書目録』第三卷 第四部第七三箱三号〔二〕 二八頁・第八九箱一、二号〔一五〕 三六〇、三六一頁・第四部第九七箱七五号 五七六頁・同第四卷 第四部第一二四箱七号〔九四〕 五七頁
- (47) 『覺禪鈔』第一三三卷〔後七日〕中 『大正藏』『圖像部』第五卷 六六八頁下・六六九頁中

- (48) 永観文庫蔵『御修法記』 横井清 「永観文庫蔵『御修法記』」 『立命館文学』 第二一〇号「一九六二」 四八〜四九頁
- (49) 『安流伝授紀要』 第一〇巻 『真言宗全書』 三四巻 四三七頁下
- (50) 拙稿『勸修寺大法房実任における法流受授と年譜』 『智山学报』 六四輯「二〇一五」
- (51) 大正大学附属図書館蔵『真言宗付法血脈』 苦米地誠一 「大正大学附属図書館所蔵『真言宗付法血脈』 紹介と翻刻」 『川勝守・賢亮博士古稀記念東方学論集』 「二〇一三、汲古書院刊」 四四九頁
- (52) 東寺観智院金剛蔵本『三國相承秘密伝法一門血脈』 湯浅吉美 「東寺観智院金剛蔵『三國相承秘密伝法一門血脈』の翻刻」 『成田山仏教研究所紀要』 第二八号「二〇〇五」 九二頁
- (53) 『覚禪鈔』 第二〇巻「請雨法」 中 『大正蔵』 「図像部」 第四巻 六〇三頁上 『覚禪鈔』では五月となっているが、他の史料では六月となっているので、『覚禪鈔』の誤りであろう。
- (54) 『永久五年請雨経法記』 『統群書類従』 第二五輯下 三三三頁下
- (55) 『永久五年祈雨日記』 『統群書類従』 第二五輯下 二八三頁上
- (56) 『秘鈔問答』 第六巻 『大正蔵』 第七九巻 三九九頁中〜下
- (57) 『永久五年祈雨日記』 『統群書類従』 第二五輯下 二八六頁下〜二八七頁上
- (58) 東寺観智院金剛蔵本『東寺血脈(小野/本・末)』 (真言付法相承血脈次第) 湯浅吉美 「東寺観智院金剛蔵『東寺血脈小野本・末』 (東寺付法相承血脈次第) の翻刻」 『成田山仏教研究所紀要』 第三三号「二〇〇五」 二二三頁
- (59) 『血脈類集記』 第四巻 『真言宗全書』 第二九巻 一一二頁上
- (60) 醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕 「醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』」 『醍醐寺文化財研究所研究紀要』 第一号「一九七八」 六三頁
- (61) 『新訂増補国史大系』 第六〇巻上 『尊卑分脈』 第三篇 四七〇〜四七一頁
- (62) 『野沢大血脈』 『統真言宗全書』 第二五巻 五三頁上
- (63) 『密宗血脈鈔』 下巻 『統真言宗全書』 第二五巻 三五六頁下
- (64) 永観文庫蔵『御修法記』 横井清 「永観文庫蔵『御修法記』」 『立命館文学』 第二一〇号「一九六二」 五一〜五二頁
- (65) 大正大学附属図書館蔵『真言宗付法血脈』 苦米地誠一 「大正大学附属図書館所蔵『真言宗付法血脈』 紹介と翻刻」 『川勝守・賢亮博士古稀記念東方学論集』 「二〇一三、汲古書院刊」 四五一頁
- (66) 東寺観智院金剛蔵本『伝法灌頂相承略記』 湯浅吉美 「東寺観智院金剛蔵『伝法灌頂相承略記』 (兼意撰) の翻刻(その二)」

- (85) 『成田山仏教研究所紀要』第三四号「二〇一一」 九一頁
- (86) 『東寺觀智院金剛藏本』『東寺血脈（小野／本・末）』（真言付法相承血脈次第） 湯浅吉美「東寺觀智院金剛藏『東寺血脈小野本・末』（東寺付法相承血脈次第）の翻刻」『成田山仏教研究所紀要』第三三号「二〇〇五」 二〇三頁
- (87) 『血脈類集記』第四卷 『真言宗全書』第三九卷 一一四頁上
- (88) 醍醐寺藏本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕「醍醐寺藏本『伝法灌頂師資相承血脈』」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号「一九七八」 四五頁
- (89) 東寺觀智院金剛藏本『三國相承秘密伝法一門血脈』 湯浅吉美「東寺觀智院金剛藏『三國相承秘密伝法一門血脈』の翻刻」『成田山仏教研究所紀要』第二八号「二〇〇五」 九九頁
- (90) 『血脈私抄』下卷 『統真言宗全書』第二五卷 一七四頁上
- (91) 『密宗血脈鈔』中卷 『統真言宗全書』二五卷 三二二頁
- (92) 『統伝燈広録』第八卷 『統真言宗全書』三三卷 四一頁上
- (93) 『野次血脈集』第二卷 『真言宗全書』三九卷 三六七頁上
- (94) 永觀文庫藏『御修法記』 横井清「永觀文庫藏『御修法記』」『立命館文学』第二一〇号「一九六二」 五五頁
- (95) 『権律師寛信授灌頂於兩人記』 『真言宗全書』第二七卷 九七頁上、九八頁上
- (96) 『血脈類集記』卷五 『真言宗全書』三九卷 一一九頁上
- (97) 『覚禪鈔』第三卷 『法華法』中 『大正藏』「凶像部」第四卷 六三二頁下
- (98) 『覚禪鈔』第一三三卷「後七日」上 『大正藏』「凶像部」第五卷 六五五頁中、六五九頁上
- (99) 『永治二年真言院御修法記』 『統群書類従』第二五輯下 一三六頁下
- (100) 永觀文庫藏『御修法記』 横井清「永觀文庫藏『御修法記』」『立命館文学』第二一〇号「一九六二」 六〇頁
- (101) 醍醐寺藏本『伝法灌頂師資相承血脈』 築島裕「醍醐寺藏本『伝法灌頂師資相承血脈』解題」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号「一九七八」 九三頁
- (102) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 一切経編』「一九七八、法蔵館刊」 第五一箱七号 四七六頁
- (103) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 一切経編』「一九七八、法蔵館刊」 第五二箱一号 四九一頁
- (104) 石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 一切経編』「一九七八、法蔵館刊」 附第四箱一〇六号 七九五頁

